

(公印及び契印省略)

総情作第 87 号
令和 2 年 8 月 31 日文化庁次長
今里 讓 殿総務省情報流通行政局長
秋本 芳徳放送のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する放送事業者
の要望 取りまとめ

インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備について、本年 7 月の「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度の 3 点について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。」及び「ローカル局によるネット配信の促進に向け、いかなる支援を必要としているかについて、総務省において調査・検討を行い、その結果を踏まえて、例えば、相談窓口の設置、人材支援等、必要な支援策を講ずる。」とされたところである。

これを受けて、総務省では、放送事業者の要望等を以下のとおり取りまとめた。

1 日本放送協会および民放在京キー局 5 社の要望

別紙 1 は、既に同時配信及び見逃し配信を本格的に行っている日本放送協会並びに試行的に同時配信に取り組み、見逃し配信を本格的に行っている民放在京キー局 5 社の要望である。これらの者は、それぞれの実績を踏まえ、同時配信等を円滑に実施するためには、個別の課題のみの解決を前提としたものではなく、同時配信等を放送と同等に扱うこと、すなわちこれらの著作権及び著作隣接権の権利処理全てについて一括処理を実現することが不可欠であると考えている。

また、在京キー局 5 社をはじめとする民間地上基幹放送事業者（テレビジョン放送に限る。以下同じ。）は、その多くが同時配信等を本格実施していないことから、著作権法改正については、多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性を担保し、かつ、視聴者の利便性と視聴機会の拡大等を図る観点から、特に、「同時配信等」の範囲について、柔軟な内容とするよう配慮した検討を求めている。

同時配信等の権利処理について、具体的には、以下の項目に関する課題解決を要望している。

※括弧内は別紙1の項目番号

(1) 制度的課題について検討が必要な事項

- ・放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用 (1. (1)①及び(2)⑥)
- ・借用素材の権利処理の円滑化 (1. (1)⑤及び(2)①)
- ・商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応 (1. (1)③及び(2)④)
- ・リピート放送の同時配信等に係る実演家からの許諾取得の負担軽減 (1. (1)④及び(2)⑤)
- ・楽曲の支分権管理に係る放送と同時配信等の一括処理 (1. (1)②及び(2)②)

(2) 必ずしも著作権法上の課題ではないが、制度改正が行われれば権利処理の円滑化につながる事項

- ・外国曲のシンクロ権に係る包括処理の推進 (1. (2)③)
- ・著作権法上の課題ではないが商慣習上必要となる様々な権利処理の円滑化 (1. (2)⑦及び⑧)
- ・全体的な権利処理の作業負担の軽減 (1. (2)⑨)

また、著作権法（昭和45年法律第48号）第67条及び第68条に規定する裁定制度（以下「裁定制度」という。）については、日本放送協会からは手続のより一層の簡素化が、民放在京キー局5社からは補償金の事前供託の免除が要望された（別紙1「2. 裁定制度について（NHKおよび民放在京キー局5社共通の課題）」参照。）。

2 地方局の同時配信等における権利処理の現状と課題

別紙2は、前述の「規制改革実施計画」を受け、在京キー局5社を除く民間地上基幹放送事業者122社を対象にアンケート調査を行った結果をまとめたものである。

在京キー局5社を除く民間地上基幹放送事業者の回答によれば、比較的製作時間の短い情報番組やニュースを配信することが多く、数名程度の権利処理担当者が、限られた時間の中で膨大な量の作業を行っているとのことであり、特に音楽著作権やレコード原盤・レコード実演に係る権利処理の作業に負担感を持っていることが明らかになった。

また、放送のインターネット同時配信等を実施するに当たって大きな課題として考えているものは、ビジネスモデルが成り立つかといった経営判断の困難さ、権利処理に係るノウハウ及び担当人員の不足並びに予算の制約であった。

なお、このアンケート調査結果によれば、回答のあった民間地上基幹放送事業者は、裁定制度について、オンライン申請などの電子的手続が可能になること、裁定までに要する期間が短縮されること及び裁定制度を著作権隣接権にも準用することが、本制度を利用しやすいものとするために重要と認識しているものである。

なお、上記を踏まえ、今後、総務省及び文化庁が共同して、権利者や関係者等から意見聴取を行い、その合意を得た上で、文化庁において優先度の高いものから制度設計を行うこととされているが、特に著作権法上、同時配信等を放送と同等に扱うことについては、権利者が受け入れられる条件や実施方法等について関係者の意見を丁寧に聴取する必要がある。